

「宮城県中小企業等事業再構築支援補助金」の申請受付開始

1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている県内の中小企業・小規模事業者等（以下「県内中小企業等」という。）が行う新分野展開や業態転換などの事業再構築に関する新たな取組を支援します。

補助事業の内容

1 国の「事業再構築補助金」の上乗せ補助	2 事業再構築の取組に対する県独自の補助															
国の「事業再構築補助金」に「採択された県内中小企業等」で、国の補助率が3分の2を超えない事業を実施している事業者を対象に、事業者負担の上乗せ補助を実施する。	国の「事業再構築補助金」に「採択されていない県内中小企業等」で、事業再構築の取組を行う事業者に対し、売上減少など一定の要件の下、 県独自の補助 を実施する。															
補助内容	補助内容															
<table border="1"><thead><tr><th>補助率</th><th>補助対象事業</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業者の自己負担分の1/3以内</td><td>●国の「事業再構築補助金」に採択された事業</td></tr><tr><th>補助限度額</th><th>補助対象経費</th></tr><tr><td>上限 500万円</td><td>国の「事業再構築補助金」の補助対象となった経費</td></tr></tbody></table>	補助率	補助対象事業	事業者の自己負担分の1/3以内	●国の「事業再構築補助金」に採択された事業	補助限度額	補助対象経費	上限 500万円	国の「事業再構築補助金」の補助対象となった経費	<table border="1"><thead><tr><th>補助率</th><th>補助対象事業</th></tr></thead><tbody><tr><td>2/3以内</td><td rowspan="2">●事業再構築の取組 新分野展開・事業転換・ 業種転換・業態転換・ 事業再編を行う事業</td></tr><tr><th>補助限度額</th></tr><tr><td>上限 500万円 下限 50万円 ※事業費75万円以上が対象</td><td>補助対象経費 建物費（改修費等）、機械装置・システム構築費、専門家経費、広告宣伝・販売促進費 など</td></tr></tbody></table>	補助率	補助対象事業	2/3以内	●事業再構築の取組 新分野展開・事業転換・ 業種転換・業態転換・ 事業再編を行う事業	補助限度額	上限 500万円 下限 50万円 ※事業費75万円以上が対象	補助対象経費 建物費（改修費等）、機械装置・システム構築費、専門家経費、広告宣伝・販売促進費 など
補助率	補助対象事業															
事業者の自己負担分の1/3以内	●国の「事業再構築補助金」に採択された事業															
補助限度額	補助対象経費															
上限 500万円	国の「事業再構築補助金」の補助対象となった経費															
補助率	補助対象事業															
2/3以内	●事業再構築の取組 新分野展開・事業転換・ 業種転換・業態転換・ 事業再編を行う事業															
補助限度額																
上限 500万円 下限 50万円 ※事業費75万円以上が対象	補助対象経費 建物費（改修費等）、機械装置・システム構築費、専門家経費、広告宣伝・販売促進費 など															

2 申請受付

- (1) 申請受付期間 【上乗せ補助】令和4年4月18日（月）～令和5年1月31日（火）
【県独自の補助】令和4年4月18日（月）～令和4年5月31日（火）

※電子メール：当日受信有効，郵送：当日消印有効

※ただし、予算上限に達する見込みとなった場合、受付を終了する場合があります。

(2) 申請手続き等

(1 2 共通)



詳しくは、宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局のホームページを確認いただき、受付期間内に電子メールまたは郵送により申請してください。

(申請窓口・補助金事務局)

宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局

専用ホームページ URL : <https://miyagi-chusho-saikochiku.jp> (本日開設)

なお、申請受付期間には、専用のコールセンターを開設し、申請に関する相談をお受けします。

電話：022-797-3511 (平日午前10時から午後6時まで) (本日開設)